

各務原市役所敷地内における  
キッチンカー等移動販売車設置検討のための  
事業者試行募集要項

令和5年8月

各務原市

## 1. 目的

行政財産の有効活用を図るとともに、市役所利用者の利便性の向上、賑わいの創出及び飲食店の販売機会の増加を目的にキッチンカー等移動販売車の設置を検討するにあたり、需要等を把握するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、各務原市役所内敷地の一部の使用を許可し、キッチンカー等移動販売車による、飲食物の販売を行う事業者（以下、出店者という）を募集する。

## 2. 概要

### (1) 場所

各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市役所敷地内  
（別図第1に示す2区画）

### (2) 面積

1区画約21㎡（3m×7m）

### (3) 使用用途

キッチンカー等移動販売車による昼食を主とした飲食物の販売  
※ただし、酒類の販売は禁止とする。

### (4) 営業可能日時

月曜日から金曜日（市の休日（各務原市の休日を定める条例（平成3年条例第6号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）を除く。）  
午前8時30分から午後5時のうち希望する時間（搬入・搬出の時間も含む）  
※ただし、午前11時から午後2時までは必ず営業すること。

### (5) 使用料

使用料は、試行募集であるため免除とする。

### (6) 出店期間

令和6年4月1日（月）から  
1ヶ月ごとに出店者を募集する。応募方法や注意事項等は「4. 応募方法」を参照すること。

## 3. 応募資格・使用条件

### (1) 応募資格

- ア. 各務原市内でのキッチンカー等移動販売車の営業に必要な営業許可証を有する者または必要な営業届を行った者。
- イ. 食品衛生責任者または、それに代わる資格を有する者。

- ウ. 生物賠償責任保険（PL 保険）に加入している者。
- エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に該当しない者であること
- オ. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員でないこと

## （2）使用条件

- ア. 食品衛生法その他関係法令を遵守し、食中毒等の防止に万全を期すること。  
また、万一食中毒等が発生した場合、出店者の責任において、迅速に対応し、相応の補償を行うこと、かつその補償能力があること。
- イ. 発生するゴミは出店者がゴミ箱を設置し、回収・処分すること。また、販売終了後は使用場所の清掃を行うこと。
- ウ. 敷地進入時及び敷地内の通行時は、通行人や車両に十分注意すること。
- エ. 出店者は、事前に市役所 1 階中央管理室よりボラード（車止め）の鍵を借り、ボラードを下げたのち車両を搬入、その後ボラードをもとに戻し鍵を返却すること。鍵を借りる際などは、路上に駐車しないこと。出店終了後の退出時も同様とする。
- オ. 騒音防止のため、発電機の使用は禁止とする。電気を使用する場合は、市が用意した電源（100V×15A、1 事業者につき 1 口、市が低層棟南に延長コードによる電源を設置）を使用すること（場所は別図第 1 参照。）出店位置から電源までは距離があるため、各事業者が電源コードリール等を用意すること。（10m 以上の電源コードリール）
- カ. 水道及び排水設備の使用は禁止とする。
- キ. 音響設備・拡声器等騒音となり得る機器を使用しないこと。
- ク. 庁舎内及び庁舎敷地内での客引き、宣伝は行わないこと。
- ケ. 取扱商品に関するアレルギー物質の表示を行うこと。  
（表示義務 7 品目、表示推奨 21 品目）
- コ. 調理等で煙が発生する場合は、事前に市に連絡すること。
- サ. 出店による事故や苦情等は出店者の責任において対処すること。また、対処した内容について、事後市に報告を行うこと。
- シ. 使用条件を厳守しない場合や、消費期限が切れている飲食物またはそれらで調理したものを販売した場合、その他市が出店を不適切と判断した場合は、出店許可及び事前登録を取り消します。出店者が許可及び登録の取り消しを受けた場合において、損害が生じて市は一切の責を負いません。
- ス. 出店者は、出店日毎に市が作成したアンケートに回答し、市に報告すること。報告を怠った場合、出店の許可及び登録を取り消します。

#### <アンケート項目>

- ・ 1日の来客者
- ・ 来客者のうち職員の割合
- ・ 売上
- ・ 一番売りがよかったメニュー
- ・ その日の売上から妥当と考える出店料
- ・ その他要望等（自由記述）
- ・ 来客者の男女比
- ・ 来客者の一番多かった年齢層
- ・ 売り上げのうち、11時から14時の割合

セ. 試行募集であるため、月ごとに募集要項の内容や、出店条件が変更となる場合がある。出店申込は、必ず募集要項等の変更がないか確認したのち、行うこと。

## 4. 応募方法

申込手続きは、LOGO フォームで行う。

電話又は、市役所での申込は不可とする。

### (1) 事前登録申込

本募集に出店するには、事前登録が必要。

事前登録は1度実施すれば、募集期間中有効となる。

下記QRコード（URL）から事前登録申込を実施すること。

事前登録には、下記資料の提出が必要。

資料は、事前登録申込時にデータにて提出または、事前登録申込を行ったのちメールにて管財課（kanzai01@city.kakamigahara.gifu.jp）に提出、管財課（各務原市那加桜町1丁目69番地市役所5階）に郵送で提出もしくは、直接持参し提出すること。

また、事前登録申込時に受付番号の記載したメールが自動返信される。この受付番号は、出店希望日申込の際に必要となるため、出店希望日申込時に確認ができるようにしておくこと。

申込及び資料受付後、市で審査を行ったのち、登録の可否を連絡する。登録の可否の連絡は、資料到着後1週間をめぐりにメールにて行う。

なお、出店日の申込は、事前登録が完了した際の市からの通知メールにあるQRコードまたは、URLにて実施が可能。

本募集では、このQRコード及びURLで毎月の出店申込を行うため、紛失しないよう注意すること。

また、出店申込は、出店月の2ヶ月前の15日から月末までとなる。そのため、出店希望月の2か月前までには、事前登録を完了できるよう準備すること。

○事前登録時提出資料

- ア. 営業許可が必要な場合：食品営業許可書の写し  
営業届が必要な場合：営業届の控えの写し
- イ. 使用する車両の車検証の写し
- ウ. 使用する車両図面の写し
- エ. 食品衛生責任者またはそれに代わる資格証明書の写し
- オ. 生産物賠償責任保険（PL 保険）の保険証券の写し
- カ. 出店するキッチンカー等移動販売車の写真
- キ. 主なメニューの写真及び、価格が分かるメニュー表等の写し



事前登録用 QR コード

<https://logoform.jp/form/en3w/304857>

事前登録用 URL

（２）出店希望日申込

事前登録が完了した出店者は、出店希望日の申込を行うことが可能。

下記「出店日申込の際の注意点」をよく確認し、事前登録の審査結果のメールに記載されているQRコード（URL）から出店申込を実施すること。

出店申込時には、事前登録時の受付番号（事前登録を送信した際に自動返信されるメールに記載）の入力及び行政財産使用許可申請書（別紙第1）の提出が必要となる。

行政財産使用許可申請書（別紙第1）は、出店申込時にデータにて提出、事前登録申込を行ったのち各務原市役所管財課「kanzai01@city.kakamigahara.gifu.jp」にメールで提出、管財課（各務原市那加桜町1丁目69番地市役所5階）に郵送もしくは、直接持参し提出すること。

### (3) 出店日申込の注意点

- ア. **出店者はLOGOフォームによる申込の先着順で決定する。**  
出店決定者には申込受付後、市から行政財産使用許可書を送付する。
- イ. 出店者の募集は、1ヶ月ごとに実施する。
- ウ. 出店申込は出店を行う月の2ヶ月前の15日9時から末日24時まで行うことが可能。  
(例: 令和5年11月分の出店募集の場合、令和5年9月15日~9月30日まで)
- エ. 1業者につき1ヶ月に3日まで申込が可能。
- オ. **業者が行える出店申込は1ヶ月に1度のみ。また、原則申込内容の変更・訂正はできない。間違いのないように申込をすること。**
- カ. 出店申込期間終了後、出店箇所に空きがある場合は、追加の募集を行う場合がある。募集の方法等はその都度連絡を行う。
- キ. 出店申込期間終了後、月ごとの出店者をまとめたウェブサイトを作成する。  
出店申込後、出店ができなくなった場合は市へ連絡すること。
- ク. 出店者の都合で出店できなくなった場合などであっても、他の出店者に出店する権利を譲渡・転貸することはできない。

## 5. 参考

### 市職員の人数

市役所職員	:	約 500 名
産業文化センター職員	:	約 200 名
消防本部職員	:	約 100 名

# 別図第 1

低層棟

電源 (延長コード)

連絡通路

搬入経路

出店箇所

ボラード

